

多治見市立多治見中学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめ防止等のための基本的な考え方

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた子どもの人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

したがって、本校では、いじめ問題は誰に対しても起こり得るという認識と、今も密かに進行中かもしれないという危機感を常に持ち、すべての子どもがいじめを受けることがなく、いじめを行わず、他の子どもに対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、全施策を通じていじめの防止等のための対策を行う。

また、いじめの場面には、加害者、被害者という立場に加えて、傍観者(見て見ぬふり)が存在しており、あらゆる立場の者がいじめを許さない毅然とした姿勢を生み出していく。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等*に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法」第2条 いじめの定義引用

※「児童等」には、中学校生徒が含まれる。

(以下、「子ども」とは、生徒を指す。)

本校では、上記の定義を受け、子どもに対して以下の事態が発生した時に「いじめがあった」と認識する。

その子どもが、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な影響を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているとき。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた子どもの立場に立って行うこととする。

- ①「いじめられた子どもの立場に立って」とは、いじめられたとする子どもの気持ちを最優先にすることである。
- ②「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、その子どもが関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人間関係のあるものを指す。また、インターネット上でかかわりをもった者も含まれる。
- ③「心理的な影響」とは、「仲間はずれ」「集団による無視」「誹謗中傷」など直接的にかかわるものではないが、精神的な圧迫を受け苦痛を与えられたものを意味する。
- ④「物理的な影響」とは、身体的な負傷のほか、金品をたかられたり、隠されたり、壊されたりすることなどを意味する。
- ⑤ けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断する。

(3) いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめがなく、すべての子どもが安心して家庭及び学校生活に取り組むことができるように、市、教育委員会、学校、地域、保護者及び関係機関との連携を図りながら、市全体でいじめの防止と早期発見に取り組むことが必要である。このため、子どもの自己肯定感、自己有用感を高めいじめを防止すること、社会性や規範意識、思いやりの心とともに自らいじめ等の問題を解決しようとする力を育むことが大切である。

いじめが疑われる場合は、いじめられた子どもを最優先に考え、あらゆる機関が適切かつ迅速にこれに対処し、早期解決を図り、さらにその再発防止に努める。

なお、いじめの防止等に対する評価にあたっては、いじめが多く報告されてもマイナスとせず、「いじめの発見」そのものを肯定的にとらえるようにする。

(4) 基本方針の策定

基本方針では、校内の事情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、早期対応が、組織的かつ計画的に行われるように、日常的な取組の検証や見直し、啓発活動や教育的な取組を具体的に定める。

多治見市子どもの権利条例第20条に基づいて設置されている「子どもの権利委員会」において、基本方針が市の実情に即して機能しているかを評価・点検し、教育委員会が必要に応じて見直しを行う。

(5) 学校及び職員の責務

いじめがなく、すべての子どもが安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者及び関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめ防止のための取組

(1) 本年度の重点

- 学級経営を基盤とした集団づくりを通して、一人ひとりが大切な学級の一員である（所属感）と感じ、任された仕事を果たすことで「他人の役に立った」「喜んでもらった」（自己有用感）という、他者との関わりの中で豊かな人間関係を育んでいく。
- 「防止」と「被害者を支える」に重点を置き、日頃からアンテナを高く張り、子どもの人間関係をつかむとともに、いじめの早期発見・早期対応に全力を注ぐ。
- 被害にあった子どもの気持ちを最優先にして対策を講じるとともに、危害を与えた子どもが心から謝罪する方向へ導き、互いによりよい人格の形成につなげるとともに、再発の防止に努める。
- 多様性を認めるとともに、自分らしく生きていこうとする（自己肯定感）姿を育てる。

(2) 学校いじめ防止等対策委員会の設置

本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第22条第1項の趣旨に基づき、次の機能を担う「いじめ防止等対策委員会」を設置する。

- ① いじめの防止に関すること。
- ② いじめの早期発見・早期対応に関すること。（アンケート調査・教育相談等）
- ③ いじめ事案に対する対応に関すること。
- ④ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する子どもの理解を深めること。
- ⑤ 年間5回（内2回は外部専門家を含む）開催する。ただし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。
- ⑥ 構成員（◎はいじめ担当教諭として本会議の主務を担当する）は次のようにする。

校長・教頭・◎生徒指導主事・学年主任・教育相談担当・養護教諭

- ※ その他必要に応じて保護者代表、主任児童委員、学校評議員等の第三者やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の心理及び福祉の専門家を招請する。

(3) いじめを許さない、見過ごさない仲間関係づくりにつとめる

- ① 学校・学年・学級の独自活動（仲間とよりよい関係を築くための日常活動やキャンペーンや行事等の取組）を子どもが自主的に行うよう支援する。
- ② 子どもの豊かな情操と道徳心を培うため、全教育活動を通じた道徳教育の充実を図る。
- ③ お互いの良さを認め合い、互いの存在を尊重し合うための、心の交流を目指した話し合い活動。

(4) 子ども一人ひとりに自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する

- ① 全教育活動を通して自他の生命を大切にすることを育てる。
- ② 子どもが他者とかかわるコミュニケーション能力を培う。
- ③ 人とのつながりを大切にしたい体験活動を推進する。
- ④ 子どもの自尊感情を育み、充実した学校生活が実感できるような教育活動を推進する。

(5) インターネットを通じて行われるいじめを防止するために、子ども及び保護者に啓発活動を行う

全学年に情報モラルに関する研修を位置づけ、ネットトラブルの実態やその予防の仕方、トラブルに巻き込まれた際の対応の仕方等、よりよい情報活用の仕方について学習する機会を設けたり通信等を通して知らせたりする等、継続的に啓発活動を行う。

(6)教職員の人権感覚を高め、教員の学級経営力を向上させるための研修を行うとともに、互いに援助を求め合える相談体制づくりをする

3 いじめの早期発見・早期対応についての取組

(1)いじめの早期発見に向けた取組

- ①「いじめはどの学校にも、どの子どもにも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、すべての教職員が子どもの様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、子どもの小さな変化を見つける。
(登下校、授業、給食、掃除等の様々な場面での表情、言動、服装、子どもの相互関係、持ち物等の変化)
- ②変化に気づいた子どもが見つかった場合は、学級担任を含む全ての教職員と職員が情報を共有して問題の早期解決を図る。
- ③子どもに対する定期的な調査(『生活アンケート』…様式は多治見市の調査とリンクさせたもの)を、年間8回程度実施する。(市・県の行うアンケートがある月は兼ねる) (4、5、6、9、10、11、1、2の各月末 ※1・2年生のみ3月も行う)
『生活アンケート』を行った際には、いじめの申告の有無に関わらず、原則として全員に声をかける。いじめの申告があった際には、被害生徒の立場に立ち、丁寧に聴き取りを行う。なお、いじめと認知される事案が起こった場合は、「(2)いじめの早期対応の取組」に準じて指導を行う。
- ④子ども及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、次のとおり相談担当者を定め、子ども及び保護者に明示する。
 - ・スクールカウンセラーの紹介(出勤日及び依頼方法)
 - ・いじめ相談窓口の設置(担任、学年主任、いじめ担当教諭等を示すが、基本は「いつでも、誰にでも。一番相談しやすい人に。」)
 - ・多治見市教育相談室、東濃子ども相談センター等、関係機関の相談窓口を併せて紹介
- ⑤子ども自身が、いじめから自分を守るための知識や技能を身につけ、問題を解決する力を育むために、SOSミニレターの活用や、CAPプログラム等の取組を勧める。

(2)いじめの早期対応の取組

①いじめ問題発生時・発見時の初期対応

ア：いじめを察知した場合は、「いじめ防止等対策委員会」を開催し、速やかに事実の有無の確認等必要な措置を講ずる。

イ：いじめの兆候を把握したら、速やかに、かつ、丁寧に事実確認を行うとともに教育委員会に報告する。

②いじめをなくす指導

ア：いじめの事実が確認された場合は、いじめを止めさせ、その再発を防止するため、毅然とした指導を行うとともにいじめを受けた子どもや保護者に対する支援を最優先に行い、いじめを行った子どもに対しても支援及び心のケアとその保護者への事実連絡を継続的に行う。

イ：いじめに関する事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら子どもへの指導にあたる。

ウ：保護者との連携の下、解決に向けた指導を行う中で、いじめた子どもが「いじめは人権を侵害する行為である」ということを自覚するとともに、いじめを受けた子どもやその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。

エ：いじめを受けた子どもに対しては、保護者と連携しつつ子どもを見守り、心のケアまで十分に配慮した事後の対応をするとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。

オ：いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはせず、いじめを受けた子どもに対する行為が止んでいる状態が相当の期間(三か月を目安とする)継続しており、なおかつ、いじめを受けた子ども及びその保護者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められるとき、いじめが「解消している」状態と判断するものとする。

カ：犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

4 重大事態への対処

法第 28 条でいう重大事態とは、以下の疑いが認められる場合と捉える。

(1) 重大事態とは

①いじめにより該当する子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

「重大な被害」については、いじめを受けた子どもの状況に着目して判断する。例えば、以下のようなケースが想定される。

ア：子どもが自殺を企図した場合

イ：身体に重大な障がいを負った場合

ウ：金品等に重大な被害を被った場合

エ：精神性の疾患を発症した場合

②いじめにより、当該子どもが相当な期間にわたり、連続して欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき

「相当な期間」については、不登校の定義をふまえ、30 日を目安とする。このような場合には、学校又は教育委員会の判断により、迅速に家庭訪問等で状況を把握するなどの対応が必要である。

また、子どもや保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その意向を踏まえ重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

(2) 重大事態への対応

学校が、重大事態であると判断した場合は、当該子どもの生命及び財産を守ることを第一に考え、事態の解決に向けて以下の流れで対処する。

①保護者への報告及び関係機関への通報

いじめを受けた子どもが身体に重大な被害を被った(恐れがある)場合は、校長の判断で救急車の要請や医療機関への連絡等を速やかに行う。

また、いじめの行為をやめなかったり、いじめの内容が犯罪行為に相当したりした場合は、速やかに警察へ通報する。

②重大事態発生時の報告

重大事態であると判断した場合、教育委員会を通じて市長へ直ちに報告する。報告の内容については、発生した事実と当該子どもの状態や現時点での対応状況など、事実を正しく報告する。

③「いじめ防止等対策委員会」で調査

「いじめ防止等対策委員会」を緊急招集し、子どもや関係者に対して直接的な調査を行う。この場合、調査結果の公平性・中立性の確保、及び子どもや関係者のプライバシーに対して十分配慮する。

④事態の解決に向けて取り組む

ア：調査結果及び教育委員会からの助言をもとにして、いじめを受けた子どもの支援を行うとともに、保護者と連携して子どもの心のケアに努める。

イ：いじめた子どもに対しては、保護者と連携して自らの行為を悔い改めるための指導を行う。それに加えて、いじめの行為に至った背景を理解し、状況改善を図るとともに子どもへのカウンセリングを行う。

ウ：当該子どもの他に、周囲の子どもも大きな影響を受け、対応した教職員も心に支障を来すおそれがあるため、スクールカウンセラー等の専門職を配置し、子ども及び教職員に対して心のケアに努める。

⑤ 調査を行うための留意事項

ア：因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

イ：この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであることを踏まえて行う。

ウ：子どもの自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、亡くなった子どもの尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。詳細は、文部科学省の「子供の自殺が起きた時の背景調査の指針（改訂版）（平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）」を参照する。

5 学校評価における留意事項

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の3点を学校評価の項目に加え、適正に事項の取り組みを評価する。

- ①いじめの未然防止に関すること
- ②いじめの早期発見に関すること
- ③いじめの誠実な対応及び再発防止に関すること

6 個人情報の取り扱い

個人調査（『生活アンケート』等）について

- ・ アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は当該の子どもが卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録と同様に保存期間を5年とする。